

新旧対照表

○高知県戦争犠牲者団体援護費補助金

新	旧
<p>(略)</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 9</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 1 号及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 1 号及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>(附則)</p> <p>この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。</p>